4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所占用調整課に申し出ること。

5　問い合わせ先　埼玉県川越市新宿町３―12　国土交通省関東地方整備局　荒川上流河川事務所占用調整課　電話049―246―6358

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会病院労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成22年11月17日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、宮城県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成22年11月５日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

北海道	ＫＫＲ札幌医療センター斗南病院及びＫＫＲ札幌医療センター
宮城県	東北公済病院及び東北公済病院宮城野分院
東京都	虎の門病院、三宿病院及び立川病院
神奈川県	虎の門病院分院
愛知県	名城病院及び東海病院
大阪府	大手前病院及び枚方公済病院
兵庫県	六甲病院
広島県	広島記念病院
香川県	高松病院
福岡県	千早病院
大分県	新別府病院

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県自動車小売業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成22年11月５日

宮城労働局長　小山　浩一

第４号中「１時間740円」を「１時間746円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月15日から効力を生ずる。

神奈川労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、神奈川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年神奈川労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成22年11月５日

神奈川労働局長　及川　　桂

第４号中「１時間829円」を「１時間836円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月20日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成22年11月５日

静岡労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間776円」を「１時間783円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月27日から効力を生ずる。

沖縄労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県畜産食料品製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成22年11月５日

沖縄労働局長　森川　善樹

第４号中「１時間663円」を「１時間668円」に改める。

国　家　試　験

港土物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第二条第三項の規定による水先人試験の施行

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第三百十八号）附則第二条第三項の規定による水先人試験の施行について、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う経過措置に関する省令（平成十九年国土交通省令第七号）第四条において準用する水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第十一条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年十一月五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　筆記試験

水先区	試験日	試験場所	受験申請書提出先	提受験申請書出期限
東京湾水先区	平成二十二年十一月二十七日	国土交通省関東地方整備局（横浜市中区北仲通五丁目五十六番地）横浜第二合同庁舎	船員労働安全衛生部労働基準課（〒一〇〇―八九一八東京都千代田区霞が関三―一―一）又は横浜市中区海岸通五丁目二十六番地横浜第二合同庁舎四階	平成二十二年十一月十日（郵送にあっては、同日必着）

二　口述試験（筆記試験合格者に対して行う。）

試験日、試験場所及び合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所の所在地を管轄する地方運輸局（運輸監理部を含む。）より通知する。

三　その他

イ　郵便により受験申請するときは、自己の氏名、住所及び郵便番号を明記の上、郵便切手八十円分を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ロ　試験の詳細については、試験を行う場所の所在地を管轄する地方運輸局より通知する。

平成22年不動産鑑定士試験合格者

不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第９号）第５条第１項の規定により平成22年不動産鑑定士試験に合格した者を次のとおり公告する。

平成22年11月５日

国土交通省土地鑑定委員会委員長

鎌田　薫

受験番号	氏名	受験番号	氏名	受験番号	氏名	受験番号	氏名
（試験地　東京都）							
1003	佐藤　元宣	1030	塩野　未来	1158	長沢　二郎	1169	木澤　悠
1039	半場　吉朗	1052	古水　隼人	1170	小池　龍太	1178	山田　智久
1074	千田　典信	1088	佐藤　周平	1188	平野　純也	1193	須藤　大樹
1114	大橋　卓也	1118	髙澤　　歩	1203	青木　活之	1276	江田　岳史
1133	佐藤　　大	1146	小野　　樹	1278	進藤　　恵	1280	平田　　淳
				1287	倉間紗智子	1301	猪狩　康之
				1320	山中　高志	1329	雨宮　久高
				1362	津賀　国栄	1392	三宅　裕康
				1411	加藤　康夫	1434	関口　　弘
				1450	安藤　泰斗	1459	松本さち子
				1466	近藤　巧実	1476	奥山毅一郎
				1480	林　　陽一	1492	水野　　亮
				1496	後藤　丈治	1525	中本　敦士
				1534	原澤　賢吾	1535	大山　宏毅
				1593	髙橋　一輝	1595	黒澤　徹也
				1599	髙　　浩一	1614	曾根　良雄